

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 古文書室所蔵の園城寺文書と東大寺文書  |
| Sub Title        |   |
| Author           | 中島, 圭一 (Nakajima, Keiichi)  |
| Publisher        | 三田史学会   |
| Publication year | 2012  |
| Jtitle           | 史学 (The historical science). Vol.81, No.1/2 (2012. 3) ,p.273- 281   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | シンポジウム  |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20120300-0273">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20120300-0273</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 古文書室所蔵の園城寺文書と東大寺文書

中島 圭一

はじめに

慶應義塾大学文学部古文書室の所蔵文書は、コレクシヨンの中核を作り上げた野村兼太郎の問題関心を反映して、近世・近代の文書がほとんどを占めているが、ごく少数ながらも古代・中世文書が存在する。興味深いのは、「鴨脚家文書」のような近世を主体とする文書群に含まれているもののほか、表1のように古代・中世文書だけで構成されている卷子や掛幅があることである。

なぜ野村がこれらを蒐集の対象に加えたのか、確たることはわからないが、表の1・2のような「模刻」の文書まで入っている点から見れば、何か特定の意図があるように感じられる。ここで連想されるのが、内容の多彩さをもって知られる早稲田大学荻野研究室収集文書について、二〇年間にわたって文書の選定・購入を主導した

荻野三七彦が「収集の目的は天下の宝物を集めて、大学の名物とすることではなく、学術上の標本になるものを一通り揃えて置くことであつた<sup>(1)</sup>」と述べていることである。野村の場合は必ずしも原文書にこだわらずに、しかし荻野と同様に古文書のサンプルを揃えておくという、おそらくは教育上の目的から、古代・中世文書をコレクシヨンに加えたのではなからうか。

これらの卷子や掛幅は、それぞれ別々の機会に古書店等から入手したものと推測される。文書点数の多いのは3・5・7の卷子だが、5については別稿で簡単に紹介したので、ここでは主に3と7を取りあげて、それぞれの性格を考えてみたい。

## 一 「第五十九函六」の卷子

表1―3の卷子には「第五十九函六」との題箋が付さ

表 1 慶應義塾大学文学部古文書室所蔵の古代・中世文書

|   | 題箋等                | 形態 | 内容   |
|---|--------------------|----|--|
| 1 | 狩谷赦斎模刻古文書三種        | 卷子 | 奈良時代の法隆寺献物帳ならびに正倉院文書 2 点   |
| 2 | 模刻根岸武香翁蔵古田券        | 卷子 | 現国会図書館所蔵「青山文庫」WA25-40 平安初期の「田券 弘仁、仁寿、貞観」の複製  |
| 3 | 第五十九函六             | 卷子 | 文書 10 点  |
| 4 | 山城国陵田坪付〈建保五年／国司注進〉 | 卷子 | 卷首に明和九年三月十八日修復奥書、坪付（永久元年五月日某寮膳）の後に建保五年六月三日賀茂在忠書写奥書、それに続いて嘉永七年十月権大納言某膳写奥書（膳写者は賀茂恭保）、その後に紙背文書を書写 |
| 5 | 供御院預左衛門云々          | 卷子 | 文書 6 点   |
| 6 | 第七拾四函              | 卷子 | 徳治二年六月日惣領地頭惟宗保信注進状   |
| 7 | 第七拾六函              | 卷子 | 文書 11 点  |
| 8 | 土左国津野本庄旧記          | 掛幅 | 応安五年九月八日津野繁高請文（鴨太神宮宛）  |
| 9 | （題箋なし）             | 掛幅 | 仁治三年十一月九日木中子田地流文（賀茂為成宛）  |

れているが、この番号は野村による蒐集の段階で付けられたもので、それ以前の伝来とは関係ない。表 2 に示したように、卷子には一〇点の文書が張り継がれている。その中で注目されるのは 9 の寄進状で、寄進先が園城寺金堂である点からみて、園城寺に伝来したものとみられる。そこで、卷子全体が園城寺文書である可能性を念頭に置いて、他の文書を見ていこう。

表を一覧して目につくのは、田地売券を中心として、粟津別保に関わる文書が半数近くの四点も含まれていることである（2・3・4・8）。粟津別保は園城寺の膝下荘園なので、保内の所職（とその権利文書）が最終的に園城寺の許に蓄積されるというのは、あり得る話であろう。5 の大津東浦は延暦寺領だが、これも園城寺と至近距離にある。6 で取引された田地は所在地が判然としないが、字の「コホウ田」からみて、園城寺の護法社<sup>3</sup>と関係する田地である可能性がある。

10 の論所となっている山賀郷については、「伺事記録」延徳二年（一四九〇）十二月二十

表2 「第五十九函六」の巻子に張り継がれた文書

|    | 年月日              | 文書名             | 内容等          |
|----|------------------|-----------------|--------------|
| 1  | 嘉暦三年（1328）十二月八日  | 紅尊（？）率分一分沙汰人職売券 |              |
| 2  | 建武二年（1335）十一月十一日 | 某下知状            | 粟津五ヶ村生得神人の訴訟 |
| 3  | 暦応四年（1341）十一月二十日 | 中庄天王社神田売券       | 粟津別保領家方の公田   |
| 4  | □応五年四月二十五日       | 得女田地売券          | 別保庄内の田地      |
| 5  | 貞和元年（1345）十一月十三日 | 彦次郎田地売券         | 大津東浦飯屋河の田地   |
| 6  | 応安元年（1368）四月二十一日 | 今下浄通田地売券        | コホウ田         |
| 7  | 応永五年（1398）八月二十一日 | 妙性田地売券          | ナムラ川の田地      |
| 8  | 応永十三年（1406）九月十四日 | 覚栄田地売券          | 粟津別保領家方の公田   |
| 9  | 永享四年（1432）四月五日   | 比丘尼了明田地寄進状      | 園城寺金堂宛       |
| 10 | 明応元年（1492）十一月日   | 円宗房代静林房泰禅目安     | 山賀郷代官職をめぐる訴訟 |

四日条<sup>(4)</sup>で園城寺円宗坊清秀が室町幕府に当知行安堵を申し立てた所帯の一つとして掲げられている。この清秀の死後に幼少の後継者を「輔佐」する立場にあった静林房泰禅が、他の競望を棄却するよう「学頭中御集会」に申し立てた目安が10であり、園城寺に伝来するのが自然な文書と言える。

1で売却された「山階四宮東三ヶ口并音羽口率分一分沙汰人職」は、延文元年に安堵された「当寮領東三ヶ口沙汰人職」<sup>(5)</sup>と対応するものと考えられるので、最終的に園城寺の手に入った率分関沙汰人職の手継文書の一部であろう。そして、決定的なのは7である。

【史料1】

（端裏書）「しかのうりけん」

沽却 私領田地事

合二段半者、字ナムラ川 分米参石六斗

二舛五舛

装束七舛五合

右件下地者、造洛惣郷後家妙正相伝之私領也、雖然有直要、相副手次等菊丸限永代直錢肆拾壹貫文売渡申之処、

「此田地伍段之内東方中壹段分、河原崎弥三郎吉久買徳申者也、東方者限極楽坊田ヲ、西者限三光院田ヲ、仍為後日破裏畢、

享禄元<sup>戊</sup>子年八月廿七日 吉久(花押)

実正也、万一違乱煩出来、又者云子息云親類子細申事候ハ、本錢一倍仁加利ニ利お返々沙汰申候へく候、尚以煩事候ハ、請人可被其沙汰者也、仍為後日沽却状如件、

これは奇妙な売券で、表は応永五年(一三九八)に二

応永五年<sup>戊</sup>寅八月廿一日

賣主妙性(花押)

段半の田地を売却した内容だが、裏書は大永五年(享禄元年(一五二五)二八)に全体で五段の田地から、四回にわたって一段ずつ分筆・売却したことが記されている。

請人性玉(花押)  
請人上□(花押)  
請人快瑜(花押)

一二〇年の間のどこかで一旦、田地の面積が二倍になっているのである。なぜそのようなことが起こったのかは、次に掲げる園城寺現蔵の文書から推察が可能である。

(裏書)

「此田地五段之内壹段極楽坊尊玖買得申者也、四至東限極楽房田、西限三光院田、南有ク口道、北土井アリ、仍為後日破申裏者也、

大永五<sup>乙</sup>酉年三月吉日 尊玖(花押)

【史料2】<sup>(6)</sup>  
(端裏書)「しかの本文書」  
沽却 私領田地事

「此田地伍段之内壹段之分、極楽坊尊玖買得申者也、仍為後日破裏畢、

合伍段者、分米<sup>字ヲラテ</sup>漆石式斗五升、装束七舛五合、  
竈米在之

大永六<sup>丙</sup>戌年十一月九日 尊玖(花押)

「此田地伍段之内東方壹段之分、極楽房尊玖買得申者也、仍為後日破裏畢、

大永七<sup>丁</sup>亥年六月廿六日 尊玖(花押)

右件田地者、円源相伝之田地也、雖然依有要用、直錢玖拾參貫文仁限永代所売渡也若鶴丸実正也、雖維後々代々、不可有他妨者也、若万一違乱煩出来時者、不日仁可被本錢一倍々沙汰於者也、但本証文雖可手次等相副、元弘年

中仁三条之坊門之煙上之時燒失了、為本証文号雖有違乱煩、讓狀之裏破上者、不可有子細也、其上為向後寺家四至内御判申出了、向後不可有子細也、仍為後日沽却狀如件、

応安三年<sup>庚戌</sup>九月十八日

円源 (花押)

請人 美濃 (花押)

(裏書)

「此田地五段之内壹段、極楽坊尊玖買得申者也、四至東アセアリ、限極楽坊田、西限三光院田、南ク口道、北土井アリ、仍為後日破裏者也、

大永五<sup>乙酉</sup>年三月吉日 尊玖 (花押)」

「此田地五段之内壹段之分、極楽坊尊玖買得申者也、仍為後日破裏者也、

大永六<sup>丙戌</sup>年十一月九日 尊玖 (花押)」

「此田地伍段之内東方壹段之分、極楽房尊玖買得申者也、仍為後日破裏畢、

大永七<sup>丁亥</sup>丁六月廿六日 尊玖 (花押)」

「此田地伍段之内中壹段、河原崎弥三郎吉久買得申者也、東方者限極楽坊田ヲ、西者限三光院之田ヲ、仍為後日破裏畢、

享祿元<sup>戊子</sup>年八月廿七日 吉久 (花押)

古文書室所蔵の園城寺文書と東大寺文書

<sup>此内東ヨリ</sup>  
「武段半、<sup>庚戌</sup> 応安參年 十月五日、岩丸買取了 (花押)」

この売券を【史料1】と比べると、大永五年〜享祿元年の裏書はほぼ同文で、同じ土地に関わる権利文書であるのは明らかだが、面積は二倍の五段であり、田地にかかる「分米」や「装束」などの負担も倍額である。そして【史料1】にはない、もう一つの裏書を見ると、円源から若鶴丸に田地五段を売却してから半月後の応安三年(二二七〇)十月五日、岩丸なる人物が東寄りの二段半を買得している。つまり、ここで二段半ずつに分割された田地の一方を三〇年近く後に売却した際に作成されたのが【史料1】であり、その後、大永五年までにもう一方の田地と再び統合されて、五段一筆に戻ったものと推測される。

さて、本稿の関心から見て重要なのは、かつて【史料1】と【史料2】が一体の手継文書であったことである。すなわち、【史料2】が園城寺に所蔵されていることからみて、少なくともこの手継文書が証文としての機能を保っていた中世末までは、【史料1】も同寺に所蔵されていたと考えられる。これまで見てきたように、他の九点の文書も園城寺にあった可能性が高いので、この卷子

はもともと園城寺文書の一部であったとみて誤りなからう。明治十九年(一八八六)に内閣臨時修史局が実施した園城寺の史料調査で記録されていないことからみて、この採訪以前に寺から流出した文書と推測される。

## 二 「第七拾六函」の卷子

続いて、野村の整理で「第七拾六函」という題箋を付された、表1―7の卷子に移ろう。表3に示したように、この卷子には一点の文書が張り継がれている。このうち、7―9については未考だが、他はいずれも東大寺文書の可能性がある。

最も関係が薄そうなのは、法勝寺の御講における証義者の法務大僧正(園城寺長吏)と法印大僧都(興福寺権別当)との座次相論を記録した4だが、端裏書ではこの相論とともに「同藹之東大寺上薦着座例」が注目され、明記されており、東大寺にとって有利な先例として保管されていた可能性は低くない。2の佐保田殿、3の黒田荘、10の兵庫北関はいずれもよく知られた東大寺領であり、また11の惣寺借錢状が「質物」に充てているのも大部荘・西部荘の「最前供料」で、これも著名な東大寺領である。

以上の8点はおそらく新出文書と思われるが、残りの3点は東京大学史料編纂所の影写本等に写されており、既知の文書である。

まず、東大寺別当に勝賢が在任中の文書出納日記の一部とみられる5aと5bは、「東大寺文書」第四回採訪八十五(架蔵番号 307165-1-119 七六丁裏―七九丁)に影写されており、うち5aのみ『鎌倉遺文』にも補遺一四六号として採録されている(なぜか5bは未採)。現状では5aと5bとの間の継目が少しずれているが(表3でaとbに分けたのはそのため)、影写本を見るとこの二紙が間違いなく接続することが確認できる。影写本に収録されていることからわかるように、大正年間に中村直勝を中心として整理が行われた時点では東大寺図書館に所蔵されていた(『東大寺文書目録』未成卷文書③(二〇三後半))。続く6も、同じ影写本「東大寺文書」第四回採訪八十五の二六丁―二七丁表にあって、5a・5bと同様、大正年間には間違いなく東大寺図書館に所蔵されており(未成卷文書③(二〇四の一部)、その後のいずれかの段階で寺外に流出したものと思われる。なお、『鎌倉遺文』にも一七五六〇号として採録されている<sup>(7)</sup>。

さて、最も年代が遡る1は『平安遺文』にも採録され

表3 「第七拾六函」の巻子に張り継がれた文書

|    | 年月日               | 文書名             | 内容等   |
|----|-------------------|-----------------|---|
| 1  | 永久五年(1117)七月七日    | 官宣旨             | 元興寺宛、東大寺領清澄荘との水論                            |
| 2  | 承安元年(1171)十月十七日   | 佐保田殿田畠売買注進状     |   |
| 3  | 保安三年(1122)十二月二十七日 | 黒田荘米立用状         | 堅切紙   |
| 4  | 文治四年(1188)        | 法勝寺御講座次相論覚書     | 「同藤之東大寺上藤着座例」                               |
| 5a | 建久四年(1193)        | 東大寺文書出納日記(前後欠)  | 取出2回のうち1回は建久四年九月二十九日、「板蠅杣施入勅書」ほか、5bと接続      |
| 5b | 建久四～五年(1193～94)   | 東大寺文書出納日記(前後欠)  | 建久四年十二月十五日・同十七日・五年十一月十七日の取出、「猪名庄文書」ほか、5aに接続 |
| 6  | (正応四年(1291)二月二十五日 | 正応三年分文書勸渡状(前後欠) | 「大仏殿」「黒田庄」「茜部庄」などの文言あり。年月日は『鎌倉遺文』一七五六〇号による  |
| 7  | 年月日未詳             | 某覚書(前欠)         |   |
| 8  | 年未詳五月十八日          | 勝定書状(前欠)        |   |
| 9  | 年未詳六月二十九日         | 某書状(前欠)         |   |
| 10 | 文安二年(1445)十月二十三日  | 兵庫北関公用銭納状       | 秋季分12貫500文                                  |
| 11 | 康永二年(1343)八月十七日   | 年預五師頼昭ほか利銭借用状   | 伊与得業京上粮物料として2貫文借用、質物は「大部・茜部之最前供料」           |

ており(一八七五号)、史料編纂所ではレクチグラフィ「東大寺文書」(架蔵番号6800-138)と影写本「酒井吉氏所蔵文書」(同3071.36-63)に写られている。奥書によれば、レクチグラフィは「東京市・保阪潤治氏持参」の文書を昭和十一年(一九三六)五月に撮影したものであり、影写本は昭和二十五年(一九五〇)六月十九日にこの一点のみ影写したものである。保坂潤治(一八七五〜一九六三)は新潟県中頸城郡の大地主・貴族院議員で、古文書のコレクターとして著名な人物であり、一方の酒井吉は神田・一誠堂の店主だが、これは初代(一八八七〜一九四〇)が出身地の長岡で創業した古書店であり、同郷ゆえか保坂ともつながりがあつたらしい。同じレクチグラフィに収められている文書のうち、十数点が昭和二十七年(一九五二)十二月に東大寺図書館の所蔵となり、成卷文書の第九十九・百巻に編入されることになるが、この取引にも一誠堂が介在していた。<sup>8)</sup>1が酒井吉所蔵として影写されたのと近い時期であり、一緒に保坂から一誠堂に流れた可能性が高い。

他方、古文書室所蔵の卷子については、昭和三十三年(一九五八)五月二十四日付の書状が付属しており、野村兼太郎の注文に応じて、「(永久五年外)古文書 十一

通 一卷」を竹僊堂が送付したことが知られる。文書の点数も合う上、「永久五年」の文書11が明示されているので、これが「第七拾六函」の卷子にあたるのは間違いない。ちなみに代価は五万五千円であった。竹僊堂は現在も京都市中京区にある古書店であろうか。とすれば、1の文書は保坂潤治(一誠堂(昭和二十五年)……竹僊堂(昭和三十三年))、野村兼太郎と伝来したことになる。

ここで、卷子に張り継がれた文書を改めて見直すと、個々の文書ごとに天地の長さや裏打ちが区々であることに気づく。1や5・6の文書の来歴を見ても明らかだろうに、もともと別々の所蔵者の許にあつた文書であつたがゆえに違いない。そうした本来バラバラの文書を、一誠堂から竹僊堂に至る1の流通過程のどこかで集めて一卷に仕立てたのがこの卷子であつたとすれば、本質的にはこのまとまりに大きな意味はないことになる。したがって、先に保留した7〜9も東大寺文書であるかどうかは、それぞれの文書の内容を個別に検討した上で判断しなければならぬが、大半が東大寺に関わる文書である事実からみて、東大寺文書(と思しいもの)を集めて成巻しようとする意図が、少なくともその当事者には存在

したと推測される。なお、竹僊堂から野村兼太郎に送った書状が「東大寺文書」ではなく単に「古文書」と表現している点を重視すれば、竹僊堂自身は成巻に関与しておらず、東大寺文書の卷子という意識がなかった可能性もある。

### おわりに

本稿では、文学部古文書室所蔵の中世文書の中から文書点数の多い卷子を二つ選んで、それぞれの内容を検討した。第一節で取り上げた「園城寺文書」は、おそらくもともと一括で寺院から流出したものであるのに対し、第二節で取り上げた「東大寺文書」は流通過程で作られた卷子であり、歴史的意味はあまりないまとまりなので、張り継がれた文書の一部については東大寺に由来するものかどうか、個別の検討が必要である。

蒐集文書であるがゆえに、古文書室所蔵文書にはこのように様々な性格のものが含まれており、歴史研究の材料として利用するにあたっては慎重な取り扱いが要求される。今後さらに中世文書の調査を進めた上で、『史学』誌上などで翻刻や史料情報を公開していきたい。

### 註

- (1) 早稲田大学図書館編『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』上巻、吉川弘文館、一九七八年、三六三頁。
- (2) 拙稿「得宗の安堵―慶應義塾大学文学部古文書室所蔵文書から―」『日本歴史』掲載予定。
- (3) 『園城寺文書』第二巻、中世、二四号など。
- (4) 『室町幕府引付史料集成』上巻、一一五頁。
- (5) 『園城寺文書』第二巻、中世、五七号。
- (6) 『園城寺文書』第二巻、中世、六一号。
- (7) 以上、5a・5b・6に関しては、すべて遠藤基郎氏のご教示による。
- (8) 『大日本古文書』家わけ第十八 東大寺文書之九、二二八頁。なお、他にレクチグラフ撮影から間もない時期、史料編纂官補の森克己の手に移って、翌昭和十二年五月までに「森克己氏所蔵文書」(3071.36-103)に影写された文書一点があるが、これはおそらく直接取引であろう。